

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則

---

作成部署：	総務人事課
改定部署：	
承認者：	評議員会
初版承認日：	2017年6月21日
最終改定日：	
周知対象：	役員・評議員

---

### (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人三井記念病院（以下、「本法人」という）の定款第八条及び第一三条10項の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規則において、次の号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常務理事とは、理事のうち本法人を主たる勤務場所とし、本法人の職務に専任し、基本的に本法人の職員と勤務時間を同じくする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常務理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第一三条の規程に基づき置かれるものをいう。
- (5) 報酬とは、給与、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員、評議員には報酬は支給しない。

ただし、院長・副院長・事務長としての業務執行の対価としての報酬は理事長が決定する。

### (費用)

第4条 本法人は、役員及び評議員がその職務遂行に当って負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2. 常務理事には、通勤に要する費用として別に定める「通勤費支給規程」により支給する。
3. 非常勤役員が、理事会に出席した場合及び本法人在籍以外の評議員が評議員会に出席した場合は、車代支払表（別表1）により車代を支払うものとする。

(別表1) 車代支払表

地区	車代 (円)
関東地方	20,000
中部・東北地方	40,000
北陸・近畿地方	50,000
中国・四国地方	70,000
九州・北海道地方	90,000

以上

改定履歴

版番号	初版承認日 改定日	改定内容
初版	2015年3月30日	初版策定
第2版	2017年6月21日	社会福祉法改正により評議員会にて再度承認